

平成31年度石垣市奨学貸付金奨学生募集要項

1 奨学生の資格

本市に住所を有する者の子弟であって、高等専門学校（1～3年生の課程を除く）、専門学校、専修学校（高等学校に類する課程を除く）、短期大学、大学（外国の大学含む）、大学院等に在学し、修学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者

※ 平成31年度中に入学予定の者を含む（申請時において合格通知の有無は問いません）。

2 奨学貸付金の申請の際に必要な提出書類

(1) 奨学金貸付申請書（第1号様式）

(2) 奨学生推薦書（第2号様式）

※ H30年度入学者若しくはH31年度入学予定者については、出身高等学校等のもの

(3) 学業成績証明書

※ H30年度入学者若しくはH31年度入学予定者については、出身高等学校等のもの

(4) 在学証明書 ※ H31年度入学予定者については、入学後に提出

(5) 住民票謄本 ※ 家族及び本人のもの

(6) 保護者の所得証明書・資産証明書・印鑑登録証明書・義務履行証明書

(7) 収入のある世帯員分の所得証明書

(8) 保証人の所得証明書・資産証明書・印鑑登録証明書

※ 所得証明書及び資産証明書については、石垣市役所税務課で発行しています。

※ 義務履行証明書は、石垣市役所納税課で証明（完納確認印）をもらってください。

※ 連帯保証人は、申請者の父又は母等とします。

※ 保証人については、本市に住所を有する成年者で、独立の家計を営んでいることが条件です。祖父母を保証人に選ぶことは避けてください。

3 受付期間・受付場所

平成30年11月1日（木）～11月22日（木）8:30～17:15（12:00～13:00を除く）

※ 土曜日・日曜日・祝日を除く。

〒907-0012 沖縄県石垣市美崎町16-6 石垣市教育委員会2階（総務課）

☎ 0980-87-5077

4 審査基準

(1) 学業成績（評定平均値概ね3.3以上）

(2) 家計状況（1年間の総所得金額が、石垣市の定める所得基準額以下であること）

※ 提出された『収入のある世帯員分の所得証明書』を基に審査します。

(3) 人物評価など

5 奨学貸付金の額 月額 50,000 円（無利息）

6 貸付期間

奨学貸付金を受けるに至った月から、その専門学校・大学等の正規の修学期間とする。

※ 学業成績不振（留年）を理由に貸付期間の延長はできません。

7 募集人数 最大 10 名

8 奨学貸付金の返還

原則的に、奨学金は無利息とし、卒業の 1 年後から、貸付月額の半額（25,000 円）を、貸付全額に達するまで毎月返還するものとする。ただし、正当な理由なく規定の償還期間を過ぎた場合については、延滞金を徴収するものとする。

9 石垣市奨学給付金・桃原用昇奨学給付金との併願について

石垣市奨学給付金及び桃原用昇奨学給付金との併願も可能です（貸付と給付の両方の奨学生となることは出来ません）。併願される場合に他方においては、以下の提出書類についてはコピーの提出で構いません。

- (1) 在学証明書
- (2) 住民票謄本
- (3) 保護者の所得証明書・資産証明書・印鑑登録証明書・義務履行証明書
- (4) 収入のある世帯員分の所得証明書

石垣市教育委員会 総務課

電話：0980-87-5077

FAX：0980-82-0294

E-mail：kyouiku@city.ishigaki.okinawa.jp